# 年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

# 1 目 的

例年この時期には、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発し、高齢歩行者が被害者となる重大事故のほか、飲酒運転等の悪質交通違反による交通事故の増加が懸念される情勢を踏まえ、県民一人一人が交通法令の遵法意識を高め、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ることを目的とする。

### 2 期間

令和6年12月10日(火)から令和7年1月7日(火)までの29日間

3 運動のスローガン今日もまた あなたの無事故 待つ家族

「年間スローガン わたります 止まるやさしさ ありがとう

# 4 運動の重点

- (1) 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 高齢運転者対策の推進
- (4) 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

#### 5 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体 地方交通対策協議会構成機関・団体 市町村 市町村交通対策協議会構成機関・団体

7 運動の重点に関する主な推進項目 別紙のとおり

## 8 運動の進め方

各推進機関・団体は、イベント等の開催、広報紙(誌)や広報車等の各種広報媒体の 積極的な活用などにより、広く県民に対しこの運動の周知徹底を図るとともに、相 互に連携を密にし、支援体制を保持するなど効果的な運動の推進に努める。

# 9 実施計画・実施結果の報告

団体区分	実施計画 報告様式	計画報告宛先 報告期限	実施結果 報告様式	結果報告宛先 報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 令和6年 12月2日(月)	第2号	県生活交通課 令和7年 1月31日(金)
各市町村交通対策協議会(各市町村)	第3号	各地方振興局 令和6年 11月26日(火)	第4号	各地方振興局 令和7年 1月24日(金)
各地方交通対策協議会 (各地方振興局)	第1号(自協 議会の計画) 第5号(管内 市町村報告取 りまとめ)	県生活交通課 令和6年 12月2日(月)	第2号(自協議 会の結果) 第6号(管内市 町村報告取り まとめ)	県生活交通課 令和7年 1月31日(金)

# 運動の重点に関する主な推進事項

運動の重点1	夕暮れ時や夜間の交通事故防止
内 容	<ul><li>(1) 午後4時を目安とした早めのライト点灯</li><li>(2) 対向車や先行車がいないとき等の上向きライト(ハイビーム)の使用による横断歩行者等の早期発見</li><li>(3) 夜光反射材用品等の活用</li><li>(4) 横断歩道及びその付近における交通ルールの遵守と歩行者保護の徹底</li></ul>
家庭では	<ul> <li>(1) 早めのライト点灯と、対向車や先行車がいないとき等の上向きライト (ハイビーム) 使用による交通事故防止について話し合い、実践しましょう。</li> <li>(2) 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように、明るい目立つ色の服装にすることや、衣服、持ち物などに夜光反射材用品等を活用することを家族全員で実践しましょう。</li> <li>特にこどもや高齢者に対しては、外出の際の明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等の活用について声かけをしましょう。</li> <li>(3) 道路を横断する際は左右の安全をよく確認して横断し、無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を渡ることを家族ぐるみで実践しましょう。</li> <li>(4) 朝・夕の路面凍結によるスリップ事故防止のため路面の状態を確認し、</li> </ul>
学校では	<ul> <li>慎重な運転を心がけるよう声かけをしましょう。</li> <li>(1) 幼児・児童・生徒に対して、夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように明るい目立つ色の服装にすることや、衣服、持ち物などに夜光反射材用品等を活用することを指導しましょう。</li> <li>(2) 幼児・児童・生徒に対して、無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を横断すること、また、手をあげるなどして横断する意思を明確に運転手に伝えるなど、正しい道路横断の仕方を指導しましょう。また、学校等で学習した交通安全の内容について、家族で話し合うよう勧めましょう。</li> </ul>
地域では	<ul> <li>(1) 早めのライト点灯と、対向車や先行車がいないとき等の上向きライト (ハイビーム) 使用を地域ぐるみで励行しましょう。</li> <li>(2) 高齢者等への夜光反射材用品等の普及活動に当たっては、その効果を丁 寧に説明するなどして、自発的な活用を促進しましょう。</li> <li>(3) 広報媒体(回覧板、チラシ等)を活用し、明るい目立つ色の服装や反射 材用品等の効果・活用について啓発に努めましょう。</li> <li>(4) 交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、地域の交通事故実 態、地域住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえ、朝や夕暮れ時に交 通事故防止啓発活動を実施しましょう。</li> </ul>

職場では	(1) 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時の交通事故の危険性を認識・理解させるとともに、早めのライト点灯と、対向車や先行車がいないとき等は上向きライト(ハイビーム)を使用するよう指導しましょう。 (2) 歩いて通勤している職員に対して、明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等の効果について周知を図るとともに、衣服、履物、手荷物等への夜光反射材用品等の活用を促進しましょう。 (3) 朝礼や打合せ等において、横断歩道の付近では速度を落とすこと、横断
	歩道を横断しようとする歩行者や自転車横断帯を横断しようとする自転車
	がいたら、必ず一時停止しなければならないことをルールとして周知徹底
	しましょう。
(F <= +x ). 1.	
歩行者は	(1) 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように、
	明るい目立つ色の服装を着用することや、衣服、持ち物などに夜光反射材
	用品等を着用しましょう。
	(2) 道路を横断する際は、安全確認を徹底し、無理な横断や斜め横断を控え
	ましょう。
	(3) 一般的に、高齢歩行者は身体機能の低下等により、道路横断に必要な時
	間が長くかかるほか、接近する車両との感覚や早さをつかみづらくなるこ
	とを認識し、充分に安全を確認してから道路を横断しましょう。
運転者は	(1) 道路横断中の歩行者等の早期発見と衝突事故防止のため、早めのライト
	点灯と、対向車や先行車がいないとき等の上向きライト(ハイビーム)使
	用を実践しましょう。
	(2) ライトの照射距離・照射範囲には限界があり、これに伴って、歩行者等
	の発見が遅れることを認識し、昼間と同じ感覚で運転することがないよう
	注意して運転しましょう。
	(3) 横断歩道の付近では速度を落とし、また、横断歩道を横断しようとする
	歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車を見かけたら、その通
	行を妨げないよう必ず一時停止して、横断歩行者等保護のルールを徹底し
	ましょう。
	(4) 夜間、交差点を右左折する際は、道路横断者等の有無の確認に充分配意
	し、巻き込み事故等を防止しましょう。
	(5) 朝・夕の路面凍結によるスリップ事故防止のため路面の状態を確認し、
	慎重な運転を心がけましょう。

運動の重点2	飲酒運転の根絶
内 容	<ul><li>(1) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立</li><li>(2) 飲食店等におけるハンドルキーパー運動の促進</li><li>(3) 飲酒運転を助長する行為(車両提供、酒類提供、車両同乗)の禁止</li><li>(4) 飲酒が関与する交通事故防止(飲酒会合同伴者の安全確保)</li></ul>

家庭では	<ul><li>(1) 飲酒運転は、重大事故に直結する犯罪行為であることをはっきりと認識するため、悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性等について話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。</li><li>(2) 飲酒が予想される会合などには車で出かけないなど、飲酒運転の根絶に努めましょう。また、運転者に対しては酒類を出さない、飲酒を勧めないことを厳守しましょう。</li></ul>
	(3) 飲酒する際は、翌日の予定を考え、運転時にアルコールが体内に残らないよう、飲酒時間や飲酒量を守りましょう。
学校では	教職員・保護者が一体となり飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
地域では	<ul> <li>(1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進し、飲酒運転を根絶しましょう。</li> <li>(2) 飲酒を伴う各種行事や会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、あらかじめハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないよう参加者に呼びかけましょう。</li> <li>(3) 飲酒している人に、車両(自転車を含む。)を提供、運転を依頼、車両に同乗することは違反であり、飲酒運転を助長することとなることを周知徹底しましょう。</li> <li>(4) 各種行事や会合等の機会に、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性などについて話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。</li> <li>(5) 飲食店、酒類販売店等では、「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。また、運転代行を利用する際は、ルールを守って利用しましょう。</li> <li>(6) ひどく酒に酔ったことなどにより路上で寝込んでいる人を見かけた際は、声かけや110番通報を行い、飲酒が関与する交通事故の未然防止に協力しましょう。</li> </ul>
職場では	<ul> <li>(1) 朝礼や打合せの際、飲酒運転は重大事故に直結する犯罪行為であることをはっきりと認識するため、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性等について周知するなど、飲酒運転を絶対しないよう指導を徹底しましょう。</li> <li>(2) 安全運転管理者選任事業者に対して、従業員の運転前後のアルコールチェックは、アルコール検知器を使用することが義務付けられていることから、法令等の内容についてよく確認し、誤りのないようにしましょう。</li> <li>(3) 飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、予めハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。</li> <li>(4) ひどく酒に酔った者が路上に寝込むのを防止するため、酔った同僚などをそのまま放置せず確実に家まで送り届けるなど、飲酒が関与する交通事故を未然に防止しましょう。</li> </ul>
運転者及び自転 車利用者は	<ul><li>(1) 飲酒運転の悪質性・危険性、事故を起こしたときの責任の重大性を十分 認識し、運転者としての責任を自覚しましょう。</li><li>(2) 飲酒後、アルコールが体内で分解されるまで相当の時間が必要なことを 認識し、飲酒運転を防止しましょう。</li></ul>

(3) 道路交通法の改正により自転車利用時の「自転車の酒気帯び運転」が新
たに罰則の対象となったことから、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底
しましょう。
(4) 夜間、繁華街を走行するときは、酒に酔った者の路上での寝込みがある
かもしれないことを想定して運転するなど、交通事故の未然防止に配意し
ましょう。

運動の重点3	高齢運転者対策の推進
内 容	<ul><li>(1) 高齢運転者に対する安全教育及び広報</li><li>(2) 運転操作の誤りや体調不良等に起因した交通事故防止の推進</li></ul>
家庭では	<ul><li>(1) 家族の健康に配意し、体調不良時は運転を控えるよう勧めましょう。</li><li>(2) 家族の運転に不安を感じたときは、安全運転相談窓口#8080(シャープハレバレ)等に相談しましょう。</li><li>(3) 高齢運転者に対し、加齢等に伴う身体機能の変化について説明し、能力に合った運転をするように声をかけ、運転免許証の自主返納等についても</li></ul>
	話し合いましょう。 (4) 安全運転サポートカーへの乗り換えや、後付けのペダル踏み間違い急発 進抑制装置の設置を検討するなど、運転操作の誤りに起因する交通事故の
学校では	防止について検討しましょう。 「家庭の交通安全推進員」制度を積極的に活用するなど、こどもから高齢者 等を含めた家族に対して交通安全を呼びかけるよう指導しましょう。
地域では	(1) 家族に運転に不安を抱える方がいるときは、安全運転サポートカーへの乗り換えや、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置を検討するなど、運転操作の誤りに起因する交通事故の防止について呼び掛けましょう。 (2) 高齢運転者の運転免許証の自主返納制度及び安全運転相談窓口#8080
運転者は	(シャープハレバレ)等の支援施策について周知しましょう。 高齢運転者標識(高齢者マーク)や聴覚障がい者標識を表示している車両に 対しては保護義務があることを理解し、思いやりを持って運転しましょう。
高齢運転者は	<ul> <li>(1) 加齢等に伴う身体機能の変化を認識して、自分の運転能力に応じたゆとりある運転を行いましょう。</li> <li>(2) 70歳以上の方は、車を運転するときは高齢運転者標識(高齢者マーク)を車に表示しましょう。</li> <li>(3) 少しでも運転に不安を感じた際は、安全運転相談窓口#8080(シャープハレバレ)等に相談をするほか、運転免許証の自主返納制度の利用について検討しましょう。</li> <li>(4) 車を購入する際は、自動ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された安全運転サポート車の購入や、既存の所有車への後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置を検討しましょう。</li> </ul>

運動の重点4	自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
内容	(1) 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上による、
	交通事故防止
	(2) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周
	知徹底
	(3) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化に関す
	る広報啓発の推進
家庭では	(1) 道路交通法の改正により自転車利用時にスマートフォン等を使用する
	「ながら運転」(ながら「スマホ」)や、「自転車の酒気帯び運転」等の
	罰則が整備されたことから、新しい交通ルールについて、家族で話し合い
	ましょう。
	(2) 自転車利用時のヘルメット着用が、交通事故発生時に致命傷となりやす
	い頭部を守り、自己の命を守ることにつながることについて、家族で話し
	合い、家族みんなで着用を実践しましょう。
	(3) 自転車の正しい通行方法、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実
	施等について家族で話し合い、安全に自転車を利用しましょう。
	(4) 幼児・児童が自転車に乗車する際は、反射材を備えたり、ヘルメットを
	含めた交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用させましょう。
	(5) 未成年のこどもが自転車を利用するときは、保護者は点検・整備を行うほ
	か、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
学校では	(1) 児童・生徒には、道路交通法の改正により自転車利用時にスマートフォ
	ン等を使用する「ながら運転」(ながら「スマホ」)の禁止などの新しい
	交通ルールについての周知を徹底するほか、自転車は「車両」であることを
	認識させ、正しい通行方法(車道の左側通行、歩道通行の条件等)、ヘル
	メットの着用、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等について
	指導しましょう。
	特に、ヘルメット着用が、交通事故発生時に致命傷となりやすい頭部を
	守り、自己の命を守ることにつながることについて理解を深めましょう。
	(2) 保護者には、あらゆる機会を通じて頭部保護の重要性とヘルメット着用
	による被害軽減効果について理解を促し、児童・生徒の乗車用ヘルメット
	着用の徹底を図るよう働きかけましょう。
	(3) 自転車通学の児童、生徒、学生及びその保護者に対する保険等への加入
444	状況の確認及び保険に関する情報提供を行いましょう。
地域では	(1) 各種広報媒体(回覧板、チラシ等)の活用により「自転車安全利用五
	則」、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及啓   ※私図りましょう
	発を図りましょう。 (2) 白転車利田老が、公通車地の加宝老になることがあるため、東西運転者
	(2) 自転車利用者が、交通事故の加害者になることがあるため、車両運転者   としての責任を自覚させるとともに、被害者救済に資する各種保険制度の
	としての具住を自見させるとともに、被害有救済に買りる合種保険制度の   普及啓発を図りましょう。
	音及啓光を図りましょう。   (3) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化についての広
	報啓発の推進を図りましょう。

	(4) 道路交通法の改正により自転車利用時にスマートフォン等を使用する
	「ながら運転」(ながら「スマホ」)、「自転車の酒気帯び運転」、自転
	車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供し
	たりすること(酒気帯び運転のほう助)が禁止され、罰則が整備されたこ
	とついて、広報啓発の推進を図りましょう。
職場では	(1) 自転車通勤者に対して、自転車利用時にスマートフォン等を使用する
	「ながら運転」(ながら「スマホ」)、「自転車の酒気帯び運転」等の罰
	則が整備されたことや「自転車安全利用五則」等の自転車利用時の交通ル
	ール・マナーの遵守について指導し、自転車乗用中の交通事故と自転車利
	用者による危険・迷惑行為を防止しましょう。
	(2) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知
	するとともに、自転車通勤者へのヘルメット着用促進、保険加入の確認や
	情報提供の他、事業活動で利用する自転車の点検・整備や保険加入等を図り
	ましょう。
自転車利用者は	(1) 自転車利用時には、必ずヘルメットを着用しましょう。
	(2) 自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車
	の運転に関するルールを確認し、「自転車安全利用五則」等の交通ルール・
	マナーを守って利用しましょう。
	(3) 使用する自転車の点検・整備、盗難防止のための防犯対策及び反射材の
	備付けなどの安全上の措置を講じましょう。
	(4) 自転車利用者も交通事故の加害者になることがあるため、被害者救済に
	資する損害賠償責任保険等に加入しましょう。
	【自転車安全利用五則】
	1 車道が原則、左側を通行
	歩道は例外、歩行者を優先
	2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
	3 夜間はライトを点灯
	4 飲酒運転は禁止
	5 ヘルメットを着用

運動の重点5	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正 しい着用の徹底
内 容	自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト とチャイルドシートの正しい着用の徹底
家庭では	<ul> <li>(1) 後部座席を含めた全ての座席にシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを家族ぐるみで話し合いましょう。</li> <li>(2) シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について家族ぐるみで話し合いましょう。</li> <li>(3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス肩ベルトの締付け等、正しい使用方法について話し合い確認しましょう。</li> </ul>

学校では	(1) 幼児・児童・生徒に対して、後部座席を含めた全ての座席におけるシート
子校では	
	ベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。
	(2) 学校等の行事等で幼児・児童・生徒を乗車させる際は、シートベルトの正
	しい着用を徹底するよう指導しましょう。
	(3) 保護者に対し、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に
	ついて理解を促し、こどもを乗車させる時は、必ず正しい着用をするよう働
	きかけましょう。
地域では	(1) 広報媒体(回覧板、チラシ等)を活用し、後部座席を含めた全ての座席に
	おけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底に努めるとと
	もに、地域全体で着用徹底の気運を高めましょう。
	(2) 妊娠中の方は、産婦人科医の指導に基づき、シートベルトの正しい着用に
	努めましょう。
	(3) タクシーや観光バス等を利用する際には、後部座席を含めた全ての座席で
	シートベルトを着用しましょう。
職場では	(1) 朝礼、日常点検等で、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト
	とチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。
	(2) 各種会議や交通安全講習会等において、シートベルトとチャイルドシート
	の着用の必要性・効果について理解を促し、正しい着用を徹底しましょう。
運転者は	(1) 自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含めた同乗者全
	員にシートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。
	(2) 発車の際は、後部座席を含めた同乗者全員がシートベルトを着用したこと
	を確認してから発進しましょう。
	(3) タクシーや観光バスなどの旅客業者は、出発前にシートベルトの着用を乗
	客に呼びかけましょう。
	<ul> <li>シートベルトを着用しましょう。</li> <li>(1) 朝礼、日常点検等で、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。</li> <li>(2) 各種会議や交通安全講習会等において、シートベルトとチャイルドシーの着用の必要性・効果について理解を促し、正しい着用を徹底しましょう。</li> <li>(1) 自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含めた同乗者員にシートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。</li> <li>(2) 発車の際は、後部座席を含めた同乗者全員がシートベルトを着用したこを確認してから発進しましょう。</li> <li>(3) タクシーや観光バスなどの旅客業者は、出発前にシートベルトの着用を</li> </ul>

# 関係機関・団体の活動

- 県・市町村(交通対策協議会)
  - 1 関係者等に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
  - 2 県民、地域住民に対する広報車、広報紙、防災無線、SNS等による広報活動の実施
- 〇 教育委員会
  - 1 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
  - 2 各種教材を活用した交通安全教育の促進
  - 3 PTA等関係機関・団体に対する協力要請
- 警察
  - 1 交通指導取締り
  - 2 交通事故情報等の提供
- 道路管理者
  - 1 交通安全施設の点検
  - 2 道路情報板等による道路情報等の提供
  - 3 広報活動の実施
- 交通安全協会等県交通対策協議会構成団体
  - 1 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
  - 2 会員・所属職員に対する運動の周知徹底